

特集 平成26年度の補助事業について

農地中間管理機構

農地中間管理機構関連予算

農地流動化を進める画期的な手法として、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備。
農地中間管理機構は、①農地を借り受け、②必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、③担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域の農地利用を最適化。

経営所得安定対策の見直し

畑作物の直接支払交付金
(ゲタ)

26年産は現行どおり実施
(予算措置で、全ての販売農家・
集落営農を対象に実施)

27年産からは法改正をした上で新
しい対象者要件で実施
(認定農業者、集落営農及び認定
就農者とし、規模要件は課さない)

米・畑作物の収入影響
緩和対策(ナラシ)

26年産は現行どおり実施
(別途、ナラシの非加入者に対
する影響緩和対策を実施)

27年産からは法改正をした上で新
しい対象者要件で実施
(認定農業者、集落営農及び認定
就農者とし、規模要件は課さない)

米の直接支払交付金
(1.5万円/10a)

・26年産米から単価を7,500円/10aに削減
・29年産米までの時限措置(30年産から廃止)

米価変動補填交付金

26年産から廃止

水田フル活用と米政策の見直し

水田活用の直接支払交付金

・26年産から飼料用米等への数量払いの導入(上限値10.5万円)
・地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実など全体の拡充

米政策

水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

日本型直接支払制度の創設

農地・水保全管理支払

26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、
27年度から法律に基づく措置として実施

地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新たな支払制度を創設

①「農地維持支払」として、地域資源の基礎的保全活動など多面的機能を支える共同活動に取り組む場合に支援する新たな支払を創設
②農地・水保全管理支払を組替え・名称変更して「資源向上支払」とし、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

中山間地域等直接支払
環境保全型農業直接支援

基本的枠組みを維持しつつ継続

・中山間地域等直接支払
・環境保全型農業直接支援